

令和9年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月17日開催の税制委員会で令和9年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしました。その参考として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、後記アンケート項目について、その回答を別添回答用紙に記入の上、所属単位会の指定する期日（単位会経由 全法連着4月24日締切）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたっては「税制改正大綱の概要解説」（2・3ページ）を参考にいただければ幸いです。

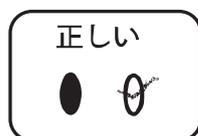
*** 回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。**

— 回答用紙記入に際しての注意点 —

【選択肢】

正： を塗りつぶすか、 をつけて下さい。

誤： の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。



【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

1. 法人税

【改正の概要】

(1) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

特定生産性向上設備等（仮称）を、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等した場合、即時償却と税額控除（取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%））との選択適用ができません（税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限、控除限度超過額は3年間の繰越が可能）。

(2) 賃上げ促進税制の見直し

- ・大企業向け措置については、令和8年3月末日をもって廃止されます。また、中堅企業向け措置についても、適用要件・税額控除率の見直しを行った上で、適用期限（令和9年3月末日）をもって廃止されます（中小企業向けは現行制度維持）。
- ・教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置については、廃止されます。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. 個人所得課税

【改正の概要】

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

- ・物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設され、所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が4万円引き上げられました。また、所得税及び個人住民税の給与所得控除について、最低保障額が69万円（改正前65万円）に引き上げられました。
- ・所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額は次の通りとなります。
 - － 令和8年分及び令和9年分
- ・合計所得金額が489万円以下である場合42万円
- ・合計所得金額が489万円を超える場合5万円
 - － 令和10年分以後の各年分 37万円
- ・給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例が創設されました（所得税：令和8年分及び令和9年分、個人住民税：令和9年度分及び令和10年度分）

(2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

税負担の公平性の確保を図る観点から、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額を1億6,500万円（改正前：3億3,000万円）に引き下げられるとともに、税率は30%（改正前：22.5%）に引き上げられます（令和9年分以後の所得から適用）。

3. 資産課税

【改正の概要】

○事業承継税制における特例承継計画提出期限の延長

法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月30日まで）延長されました。

4. 消費税

【改正の概要】

(1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

(2) インボイス発行事業者となった小規模事業者に対する経過措置

いわゆる2割特例の終了後も、個人事業者については、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の3割とすることができる措置が2年に限り講じられます（令和9年及び令和10年分）。

5. 地方税

【改正の概要】

○固定資産税

家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）に引き上げられました。

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

【改正の概要】

○防衛特別所得税（仮称）の創設

- ・所得税額に対し、税率1%の付加税が課されます（令和9年分以後の所得税から適用）。
- ・足下で家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率は1%引き下げられますが、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、また復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間は令和29年まで10年間延長されます。

－令和9年度 税制改正に関するアンケート－

問1 中小企業向け税制

令和9年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他

問2 交際費課税

交際費課税について、中小法人は①800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入のいずれかを選択して適用することが認められています。また、令和6年度税制改正では、社外の人との飲食等で「1人当たり1万円以下」の飲食費については、交際費等の範囲から除外されました。与党は、交際費課税の趣旨や会議費の実態を踏まえ、令和9年度の税制改正で交際費課税の見直しを行う方針です。あなたの会社における交際費の状況等についてお聞かせください。

（1）定額控除（800万円）

- ① 交際費は定額控除を超えて支出している
- ② 交際費は定額控除の範囲内で支出している
- ③ 中小法人以外であり、定額控除の適用はない
- ④ その他

（2）交際費から除外される飲食費の額（1万円）

- ① 飲食費の金額基準はさらに引き上げたほうがよい
- ② 飲食費の金額基準は現行のままでよい
- ③ その他

問3 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて3年目となりますが、現在でも負担に感じる作業について、以下より3つ以内で選んで下さい(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
- ⑨ 特に問題なく対応できている
- ⑩ その他

問4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。令和8年度の税制改正では、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置が見直されました(参考参照)。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者ではない取引先とは、取引を抑制等していく(すでに抑制等しているを含む)
- ③ 課税仕入れを70%から50%控除できるまでは取引を行う
- ④ 課税仕入れを30%控除できるまでは取引を行う
- ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- ⑥ その他

<参考>

インボイス制度の特例措置である、免税事業者から仕入れた際に仕入税額相当額の一定割合を控除できる措置が令和8年度税制改正で次の通り見直されました。

【改正前】

令和5年10月から3年間は80%の控除が可能
令和8年10月から3年間は50%の控除が可能

【改正後】

令和8年10月から2年間は70%の控除が可能
令和10年10月から2年間は50%の控除が可能
令和12年10月から1年間は30%の控除が可能

問5 消費税／食料品に対する消費税率

今般の衆議院選挙において、与党は「2年間に限り、食料品に対する消費税率をゼロにする」との公約を掲げました。今後、社会保障と税の一体改革を議論するための「国民会議」を立ち上げ、実現に向けた検討を加速させるとしています。食料品に対する消費税率を引き下げることについて、事業者の立場としてどのように考えますか。

- ① 社会保障財源への影響も大きく、レジシステムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである
- ② 物価高対策として有効であると考え
- ③ 現時点では判断できない
- ④ その他

問6 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。令和8年度の税制改正では、納税猶予制度の特例措置において特例承継計画の提出期限が1年6か月延長されました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

「納税猶予制度」とは、一定の要件を満たせば、相続又は贈与により取得した非上場株式に対応する相続税、贈与税の納税が猶予される制度。特例措置は一般措置より大幅に要件が緩和され、(1)令和9年9月末までに特例承継計画を提出し、(2)令和9年12月末までに実際に承継を行うことで、納税猶予割合が100%になります。

問7 所得税／基礎控除等①

令和7年度の税制改正では、所得税が課税されない給与収入額が103万円から160万円（年収200万円以下の場合）へと拡大されました。これを踏まえ、昨年におけるあなたの会社のパート従業員等の「就業調整」の状況についてお聞かせください

- ① 就業調整は解消された
- ② 多少は就業調整が解消された
- ③ これまでと変わらず就業調整は行われた
- ④ もともと就業調整は行われていない
- ⑤ その他

問8 所得税／基礎控除等②

物価が上昇傾向にある場合、基礎控除額が一定のままだと、実質的な税負担が増えることが指摘されています。令和8年度の税制改正では、直近2年間の物価上昇率をもとに、基礎控除や給与所得控除を引き上げる仕組みが新たに導入されました。2年ごとに控除額が変動する制度について、事業者の立場としてどのように考えますか。

- ① 従業員の手取りが増えることが期待できるので賛成である
- ② 制度が複雑になり、企業や納税者の負担が増えるので反対である
- ③ 現時点では判断できない
- ④ その他

問9 所得税／給付付き税額控除

政府・与野党は、中・低所得者層の税負担を軽減し、所得に応じて手取りが増える仕組みとして「給付付き税額控除制度」の導入を検討しています。「給付付き税額控除」は、国民の所得を把握した上で、その多寡に応じて税額控除や給付を行う制度であり、特に低所得層への現金給付が手厚くなる仕組みです。そのためには、個々人の所得を正確に把握することが求められます。この制度の導入について、あなたはどのように考えますか。

- ① 公平性の観点から、所得を正確に把握したうえで制度を導入すべき
- ② 現時点では把握する所得の範囲は不明だが、制度の導入を検討すべき
- ③ いま以上に所得が把握されるのであれば、制度の導入は慎重であるべき
- ④ 現時点では判断できない
- ⑤ その他

問10 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。令和8年度の税制改正では、家屋および償却資産に係る免税点が引き上げられましたが、固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点をさらに引き上げる
- ⑤ その他

令和8年度税制改正では、家屋に係る固定資産税について免税点が30万円（改正前20万円）、償却資産に係る免税点が180万円（改正前150万円）に引き上げられました。

問 11 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員 51 人以上の企業で週 20 時間以上働き、年 106 万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は、厚生年金の加入対象となっています。今後は、2035 年までに企業規模要件（従業員〇〇人以上）等が段階的に撤廃されることになりました。いわゆる「106 万円の壁」が撤廃されることについて、あなたはどのように考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 企業負担が増えるので反対である
- ③ 現時点では判断できない
- ④ その他

問 12 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より 3 つ以内で選んで下さい。

- ① 無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ② 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③ 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④ 議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他